

和歌山県臨床調査個人票電子化等推進事業補助金について

【補助金の概要】

対象者	指定医の在籍する医療機関
補助対象	難病対策（特定医療費支給事務）における臨床個人調査票の電子化等の環境整備に必要な需用費、役務費、委託料、備品購入費、負担金 例）院内システムの改修に係る経費 ブラウザでの直接入力（インターネット接続）用のPCの購入費等
補助金の額	上限額（10万円）又は所要額を比較して少ない方の額の1/2 【補助上限額：5万円】

(留意事項)

※難病指定医と小児慢性特定疾患指定医双方の指定医が在籍する医療機関については、重複しての補助はありません。原則、難病（本補助金）が優先されます。

※指定医が在籍しない指定医療機関は補助金の対象になりません。

※交付決定前に事業の着手（PCの購入等）を行った場合は、補助金交付の対象になりません。交付決定通知書を受領後、着手してください。

(補助額の例)

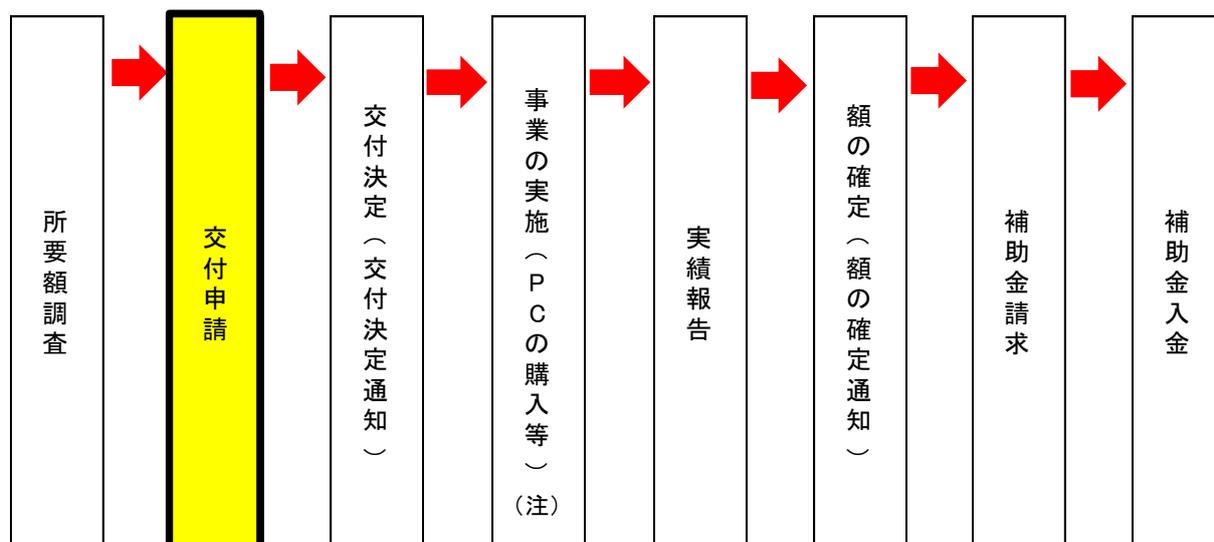
【10万円以上の物品購入等を行った場合】

例：15万円のPCを購入した場合 $10\text{万円（上限額）} \times 1/2 = \underline{5\text{万円（補助額）}}$

【10万円未満の物品購入等を行った場合】

例：8万円のパソコンを購入した場合 $8\text{万円} \times 1/2 = \underline{4\text{万円（補助額）}}$

【補助金申請等の流れ】



(注) 事業の実施については、令和6年3月31（金）までに納品、支払いまで完了している必要があります。